# 東神楽町保育計画

平成22年1月東神楽町

# 目 次

1.	保育計	一画の策定に向けて
		計画策定の目的と背景・・・・・・・・・・・3
		計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・4
	1-3	計画の目指すもの・・・・・・・・・・・・・・4
2.	保育所	fの現状
		人口と就学前児童数・・・・・・・・・・・・5
	2-2	保育サービスの内容・・・・・・・・・・・・6
	2-3	特別保育事業・・・・・・・・・・・・・・・・6
	2-4	広域入所事業・・・・・・・・・・・・・・8
	2-5	地域交流保育事業・・・・・・・・・・・・・8
	2-6	待機児童の推移・・・・・・・・・・・・・・8
3.	保育所	が以外の子育て支援事業(施設)の現状
		子育て支援事業・・・・・・・・・・・・・・9
	3-2	子育て支援センター事業・・・・・・・・・・9
	3-3	子ども発達支援センター事業・・・・・・・・・10
4.	保育所	をめぐる課題
	4-1	入所定員の拡大・・・・・・・・・・・・・11
	4-2	保育ニーズの多様化と特色ある保育・・・・・・・12
	4-3	すべての子育て家庭に対するサービスと地域交流・・・・・1 2
	4-4	保育施設の老朽化・・・・・・・・・・・・・12
	4-5	職員の配置と資質の向上・・・・・・・・・・13
	4-6	保育園の運営・・・・・・・・・・・・・・13
5.	保育所	以外の子育て支援事業(施設)をめぐる課題
	5-1	子育て支援事業・・・・・・・・・・・・・15
	5-2	子育て支援センター事業・・・・・・・・・・16
	5-3	子ども発達支援センター事業・・・・・・・・・17

6.	課題解》	夬に向けた基本方針と具体的な事業の推進
	6-1	保育サービスの拡充・・・・・・・・・・・・18
	6-2	子育て支援事業の推進と発達支援体制の確立・・・・・19
	6-3	子育て支援センター事業の推進・・・・・・・・19
	6-4	子ども発達支援センター事業の推進・・・・・・19
	6-5	保育所の施設整備の方針と運営主体の選択・・・・・19
7.	資料	
	東神楽町	J保育計画策定委員会委員名簿・・・・・・・・・・24
	保育計画	頭策定までの流れ・・・・・・・・・・・・・・25

#### 1. 保育計画の策定に向けて

# 1-1 計画策定の目的と背景

少子化が進行している一方、女性の就労機会の増大や就労形態の変化、育児休業制度の普及 等により、出産後も保育所等を利用して就労を継続する傾向が強くなっており、保育に対する 需要は年々高まってきています。

このように増大、多様化する保育需要に対応するために、地域の状況や子どもと家庭のニーズにあった保育サービスや子育て支援サービスを柔軟に提供することが必要になっています。また、核家族化の進行や地域の子育て力の低下等により、子育てに悩みや不安を持つ母親が増大しており、保育所や子育て支援センター、子ども発達支援センターが地域における子育て支援の拠点として、全ての子育て家庭への養育支援を行うことが求められています。

国においては、平成 15 年7月、次世代を担う子ども達が健やかに育成される環境を整備するための「次世代育成対策推進法」が制定され、すべての自治体・特定事業主・事業主に「次世代育成支援行動計画」の策定を義務付けるとともに、平成 16 年 12 月には、「子どもが健康に育つ社会」「子どもを生み、育てることに喜びを感じることができる社会」へ転換できるように「子ども・子育て応援プラン」を策定し、子どもの育ちや子育てを社会全体でしっかり応援する環境づくりを目指していくため、保育所保育や在宅保育等の総合的子育て支援事業を実施する方針を示しています。

また、平成20年3月に「新保育所保育指針」が公布され、町においても当該指針に対応して、平成21年3月に本町独自の新たな保育所運営目標や方針、保育課程や指導計画を定めたところです。

また、平成 17年3月、子どもと子育て家庭を取り巻く環境のさまざまな変化に対応し、子どもの成長と子育てを地域が一体となって支援して、安心して子どもを産み育てることができるよう、総合的・計画的に子育て家庭を応援するための「東神楽町次世代育成支援対策地域行動計画」の前期計画を策定しました。

策定後5年を経過し現在後期計画を審議中であり、当該保育計画と連携しながら、平成22年度から5年間の家庭や保育サービスなどの子育て支援のほか、教育及び安心安全な環境づくりに向けた具体的な目標設定と事業計画を策定することとしています。

一方、全国的に経済動向は上向きであると言われていますが、地方行財政は益々厳しさを増すものと懸念され、新しい時代の諸課題に迅速かつ的確に対応するためには、行政改革の推進がこれまで以上に必要となります。こうした中、町においても町民で構成された「自主・自立まちづくり検討委員会」の審議やパブリックコメントによる町民の意見を取り入れながら「自主自立まちづくり基本方針」を策定し、さらに「東神楽町行政改革大綱(第4次)及び行政改革推進計画」「東神楽町自主・自立集中改革プラン」を策定しました。

この計画では、行政サービスの質と行政コストに留意しながら、積極的に民間委託・民間活

力の導入を推進し、一層の行政の効率化を目指すこととしています。

こうしたことを踏まえて、保育の実施主体である町が、町民に期待される保育環境を築いて 行くために、今後の保育所の運営や保育サービスのあり方、子育て支援のあり方について検討 し、町民ニーズに即した特色ある保育事業や子育て支援の推進に向け、「東神楽町保育計画」 を策定することとしています。

本計画は、「東神楽町次世代育成支援対策地域行動計画後期計画」との整合性を図り、町が保育施策に取り組むための指針として位置付けるとともに、計画期間中において着実な事業の実施を図るために、事業の進捗状況管理を行います。

# 1-2 計画の期間

平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

# 1-3 計画の目指すもの

- 1 保育を必要とする人への保育サービスの供給体制と保育環境の整備を行う。
- 2 多様な保育ニーズや子育て支援のニーズに応えるとともに、すべての子育て家庭を支援する。
- 3 今後の保育所の運営や保育サービスのあり方、子育て支援のあり方について具体的な方針を示す。

# 2. 保育所の現状

# 2-1 人口と就学前児童数

全国的に少子化が進む中で本町の人口は堅調な伸びを示しており、平成 17年4月の 9,251人から平成 21年4月の 9,433人と 182人の増加となっています(表1)が、就学前児童数(0~5歳まで)は、平成17年4月の 645人から平成 21年4月の 520人と 125人の減少となっています(図1)。

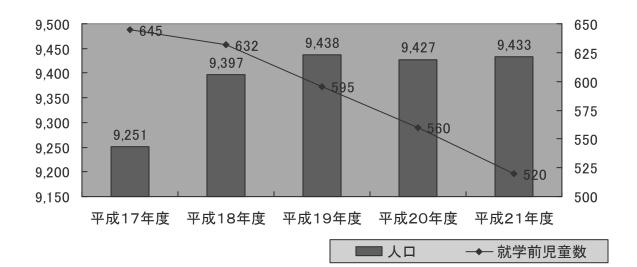
しかし、本町の 15 歳未満の人口割合は平成 21 年3月末で 17.2%となっており、全道一位となっています。

# (表1) 本町の人口と就学前児童数

# 各年4月1日現在(単位:人)

年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
人口	9,251	9,397	9,438	9,427	9,433
就学前児童数	645	632	595	560	520

# (図1)



## 2-2 保育サービスの内容

「保育サービス」とは、就学前の乳幼児について、親などの保護者が家庭において保育する ことができない場合に、保護者に代わって保育するサービスのことをいいます。

町では、児童福祉法第7条に基づく児童福祉施設として、平成4年度に公立の認可保育所2か所(中央保育園、東聖保育園)を開設しました。定員は当初各60人で合計120人、平成13年度より増加する保育ニーズに対応するため、各90人で合計180人に増員しました。年齢別に0歳(生後6か月以上)から5歳までの乳幼児に保育サービスの提供を行っています開所日は、日曜日、祝祭日、年末年始(12/31~1/3)を除く毎日で、開所時間は午前7時30分から午後6時30分までの11時間となっています。

最近の入所動向は、年間を通じて定員を上回る傾向にあり、特に東聖保育園では平成 14 年から連続して定員を超える園児数となっています。中央保育園においても、ここ数年定員を超える状況となっています。特に3歳未満児の入所率が高くなっています(表2)。

(衣と)	休月かり	ハカルハガ	· <del>1</del>	-以 2 1 44)	コーロ玩圧	(半位・人)
年齢	中央傳	<b>采育園</b>	東聖	₽保育園	合	計
	定員	人員	定員	人員	定員	人員
〇歳児	6	8	6	3	12	11
1 歳児	12	16	12	15	24	31
2歳児	12	13	12	16	24	29
3歳児	20	20	20	23	40	43
4歳児	20	19	20	25	40	44
5歳児	20	14	20	27	40	41
合 計	90	90	90	109	180	199

(表2) 保育所の入所状況 平成21年4月1日現在(単位:人)

# 2-3 特別保育事業

# 1)延長保育

中央と東聖の両保育所とも、いわゆる延長保育は実施していませんが、従来午前7時30分から午後6時までであった保育時間を、平成21年4月から午後6時30分までに30分延長しています。延長保育ではないので延長保育料等の保護者の追加負担はありません。

「次世代育成支援対策地域行動計画後期計画」のニーズ調査の結果からも保育時間のさらなる延長が求められています。

#### 2) 一時保育

冠婚葬祭、災害、保護者の出産、病気、求職活動、リフレッシュ等、断続的に保育を必要とする幼児及び保護者の育児に伴う心理的・身体的負担の解消を図るため、通常保育の対象とならない児童を保育する一時保育を、中央と東聖の両保育所で実施しています。

保育要件は、1歳児以上で週3日間、月12日間の範囲内での利用となっています。 保育料は1日につき3歳未満児が1,500円、3歳以上児が1,100円となっています。

一時保育の利用者は年々増加する傾向にあります。特に、東聖保育園では1日平均1.6人となっており(表3)、一時保育専任の保育士の配置や保育室の確保等、一時保育受入枠の拡大と保育内容の充実が必要です。

(表3) 平成20年度の一時保育利用状況

保育所名	延べ人員(人)	保育料額(円)	1日平均人員(人)
中央保育園	65	83,500	0.2
東聖保育園	487	648,100	1.6
合 計	552	731,600	0.9

#### 3) 障がい児保育

障がいの程度や種別にかかわらず、障がいがあっても他の子どもたちと同じように乳幼児期から集団の中で健やかに育てたいという保育ニーズに応え、中央と東聖の両保育所において、 障がいのある児童を集団保育の中に受入れ、「一人ひとりの発達に合わせて育てる保育」を実施しています。

園児の障がいの程度に応じて専任担当保育士の配置やクラス担任保育士の加配を行っているほか、園舎等のバリアフリー化を行っています。

障がい児の一時保育も実施しています。

#### 4)休日保育

就労形態の多様化に伴い日曜日・祝祭日に勤務している保護者のために休日の保育を実施するものです。本町では未実施です。

# 5) 病後児保育

保育所に通所中の子どもが病気の回復期にあって集団保育できないときで、保護者が勤務の都合等により家庭で保育できない場合に預ける事ができる事業です。

本町では未実施ですが、平成21年度から中央と東聖の両保育所に看護師(保健師)を1名ずつ常勤配置し、自所在園児の体調不良児対応型保育を行っています。

#### 6) 特色のある保育事業

中央と東聖の両保育所では、新たな保育指針に対応した独自の保育課程と指導計画を策定し、 保育の質の向上を図り信頼される保育所づくりに努めています。特色ある保育としては、食育 の推進、健康・安全への配慮、体験型保育の実施等を行っています。

# 2-4 広域入所事業

保護者の勤務地の都合等により、居住地以外の他市町村の保育所にも入所することが可能となっています。

平成21年度では本町から旭川市に6人、旭川市から本町に7人の児童(中央4人、東聖3人)が通所しています。

# 2-5 地域交流保育事業

保育所は、子育ての専門的機能を有する地域における子育て支援の拠点であることから、育 児不安や子ども同士のふれあう機会が少ない保育所等に通所していない子育て家庭を対象に、 中央、東聖両保育所ごとに年5回ずつ保育所開放を行い、子育て支援活動を実施しています。

# 2-6 待機児童の推移

待機児童とは、本町に保育所の入所を申込み、入所要件に該当しているにもかかわらず入所できない児童をいいます。

国の基準による待機児童(※注)については、過去5年間は0人となっています。

#### ! ※【国の定める待機児童の定義】

保育所入所申込書が東神楽町に提出され、かつ入所要件に該当するものであって、現に保育所に入所していない児童を「待機児童」といいます。

ただし、他に入所可能な保育所があるにも関わらず、特定の保育所を希望し保護者の 私的理由で待機しているものは、待機児童に含みません。

# 3. 保育所以外の子育て支援事業(施設)の現状

#### 3-1 子育て支援事業

本町では、少子化や核家族化により子どもの生活環境や保護者の子育て環境が変化している中で「安心して子どもを生み育てたくなるやさしいまちづくり」を進めるため、子育て支援を最重要課題のひとつとして取り組んでいます。

#### 1)子育て情報の提供・交流の支援

子育て支援センターで発行している情報紙『わくわく便り』の発行に加えて、町の広報紙でも毎月情報提供を行っているほか、子育て関連情報を一手に集約し、メールで相談も受けるインターネットの子育て応援サイト「はなっぴぃ」を開設しています。このサイトでは子育て情報を保護者同士がお互いに交換できるSNSのサービスも実施しています。

#### ※SNSとは

SNS(ソーシャルネットワークサービス)とは、日記や掲示板、メール配信などの機能を使って、インターネット上でコミュニケーションや情報共有を「安心」して行うことができる便利なサイトです。

#### 2) 上川中部こども緊急さぽねっと事業の実施

上川中部1市7町の広域で、病児病後児や早朝夜間、宿泊時に子どもの預かりを行う有償 サービスを行っており、町ではこの事業者への支援を行っています。

# 3-2 子育て支援センター事業

子育て支援センターは従来中央保育園内にありましたが、平成 20 年 4 月から「地域世代 交流センターこれっと」内に移転し、常設専用の施設をもった子育て支援の拠点施設として一 貫した子育てサービスを実施しています。

子育て支援センターでは、すべての子育て家庭を対象に子育てに関する相談事業や「広場」 等の開設により、親同士の交流を図りながら育児力の向上を支援しています。最近では、参加 者も増えており全町的な交流の場になっています。また、子育てサークルの支援のほか、父親 などの子育て参加を応援する事業も休日に定期的に実施しています。

子育て支援センター等では、次の事業を実施しています。(※詳細は別表)

にこにこサロン(自由開放)、子育て講座、お父さん子育て講座、年齢別広場、育児相談、 わくわく教室、育児サークル支援、子育て教育相談、保育園開放等

参加される親子は増加傾向にあり、にこにこサロンや年齢別広場で1日平均10組~15組程度、わくわく教室で1回平均15組~20組程度となっています。最近では、新規に参加される親子とひじり野地区の親子の参加が増えてきているのが特徴です。

# 3-3 子ども発達支援センター事業

平成6年度から東川町と共同で運営している、子ども発達支援センター「おひさま教室」で 療育事業を実施しています。

成長過程で言葉や運動、行動、対人面等の発達に不安がある児童に対し、親子で通いながら 相談や指導を行っています。児童デイサービス事業に基づき、集団指導と個別指導を実施して います。

通所児童の増加に伴い、相談室の改修と療育指導員の増員や相談指導能力の向上を図っています。

また、本町等の状況に応じた児童ごとの個別の支援計画制度を整備し、保護者をはじめ、町 (母子保健担当)、幼稚園、保育園、学校、子育て支援センター、関係機関と連携することに より、乳幼児期から子ども一人ひとりの発達に応じた支援を実施しています。

平成 21 年度当初の通所児は 56 人で、内訳は東神楽町 39 人、東川町 17 人となっています。また、就学前児童が 40 人、就学児が 16 人となっています。

# 4. 保育所をめぐる課題

# 4-1 入所定員の拡大

保育所の入所人員は、両所合わせて定員 180 人に対し 202 人(平成 21 年 10 月現在) となっており、定員を 22 人上回って入所しています(表4および図2)。

少子化が進む中で、女性の就労意欲の高まりや育児休業制度の普及等を背景に子育てと仕事 を両立する家庭が増加しており、保育に対するニーズは年々増加傾向にあります。

「次世代育成支援対策地域行動計画後期計画」のニーズ調査においても、「必要と思う子育て支援サービスは何ですか」という問いに対して、回答者の19.6%の方が「保育園(所)の定員を増やしてほしい」と回答しており、保育所入所定員の拡大が求められています。

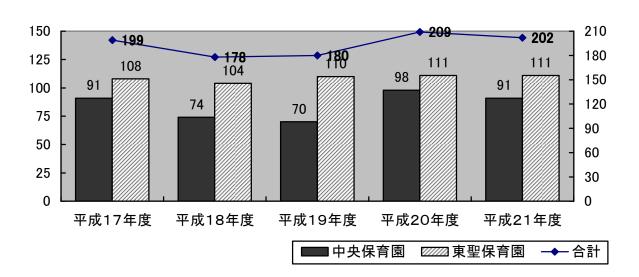
さらに、当該計画における将来人口推計によると、平成 26 年度には人口 10,636 人・就学前児童数 482 人、平成 29 年度には人口 10,101 人・就学前児童数 459 人と予測されており、今後も就学前児童数の減少傾向は続くと思われますが、一方でニーズ調査の結果を参考に保育所への入所希望者数を推計すると、共働き世帯等の増加により東聖・ひじり野地区だけでも、平成 21 年度現在の 111 人に対し、平成 26 年度で 135 人、平成 29 年度には 145 人と微増していくものと予測されます。

(表4) 保育所の入所状況

各年4月1日現在(H21は10月末)(単位:人)

保育所名	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
中央保育園	91	74	70	98	91
東聖保育園	108	104	110	111	111
合 計	199	178	180	209	202

#### (図2)



## 4-2 保育ニーズの多様化と特色ある保育

近年の児童をとりまく環境は、核家族化の進行や女性の社会進出の増加、地域社会や家庭に おける子育て力の低下等大きく変化しています。

本町においても、女性の社会進出等により保育所入所児童数が増加するとともに、ライフスタイルや就労形態の多様化にともない保育ニーズも多様化しており、延長保育・一時保育の拡充や病後児保育・休日保育の実施等、特別保育事業の充実が求められています。

保育所の入所児童数については、3歳未満児を中心に増加傾向にあり低年齢児を中心とした 受入れ態勢の弾力化が求められています。

養護と教育の視点に基づいた保育の質の向上とニーズに沿った保育内容の充実を図るため、 看護士等の専任配置による健康安全への配慮や年齢に応じた計画的な食育活動の推進、教育 カリキュラムや体験保育の充実、読書環境の整備等、さらに特色ある保育を展開することが求められています。

また、中央とひじり野にある2か所の児童クラブにおいても、保育時間の延長や受入学年の拡大が求められています。

## 4-3 すべての子育て家庭に対するサービスと地域交流

現行では、児童福祉法に定める「保育に欠ける」という入所要件を満たさなければ、保育所に子どもを入所させることは出来ません。

すべての子育て家庭を対象とした保育サービスを拡充するとともに、保育所の持つノウハウ を地域に還元することが求められています。

保育所開放は今後も継続し、園行事への参加等、地域との交流を進めていく必要があります。

# 4-4 保育施設の老朽化

中央保育園、東聖保育園とも木造平屋建てで平成3年に完成し、築後18年を経過しています。さらに中央保育園は平成13年、東聖保育園は平成6年と15年にそれぞれ増築されていますが老朽化が目立っています(表5)。

保育所は、長期休所が出来ないため部分修繕や改修を繰り返してきましたが、近い時期には改築又は根本的改修が必要となることが見込まれています。

現保育所の施設整備当初は、専用室を要する一時保育事業や乳幼児の受入れ拡大を想定しておらず、現状の施設ではこれらの保育サービスの拡充が困難であるため、施設整備が急がれています。

災害等に対応し子どもの命を守り安心安全な保育を実施するための施設や設備の更新や改修も必要です。

なお、保育所遊具についても老朽化が進んでいます。これまで応急的措置を行い対処してきましたが、子どもたちの安全等を考えると新しい遊具への交換等の環境整備が必要です。

#### (表5) 保育所の施設等の状況

保育所名	事業開始年度	建設年	増築年	建物面積(㎡)	敷地面積(㎡)
中央保育園	S41年	H3年	H13年	779.22	3,594.31
東聖保育園	S41年	H3年	H6、15年	872.22	4,874.80

## 4-5 職員の配置と資質の向上

現在、保育所における保育士の職員構成は、正規職員6人にたいして常勤臨時職員27人となっており、臨時職員が全体の81.8%を占めています。

このことが、保育の継続性を阻害する要因の一つとなっています。

なお、正規職員の増員については町の定員適正化計画に基づいて実施することとしており、 早急な増員は困難な状況にあります。

保育の質を高めるには、保育士等職員の資質向上を図ることが重要です。研修機会の拡大や 保育システムの改善等により、職員一人ひとりと組織全体の両面において保育力を引き上げ、 園児や保護者にとってより満足度の高い保育サービスを目指す必要があります。

## 4-6 保育所の運営

#### 1) 運営の状況

町では、これまで町立保育所2か所が保育ニーズに応え、保育サービスの向上に努めてきました(他に民間運営の認可外保育所が1か所あります)。国においては、早急な保育体制の整備を目指して保育所設置及び運営等に関する規制を次々に緩和し、これまで市区町村及び社会福祉法人に限られていた保育所の設置も、学校法人及び株式会社、NPO法人等にも設置運営を可能としました。

最近では、待機児童の解消を主な目的として、保育所の施設基準等を自治体が地域の実情に沿って柔軟に制度を運用できるようにする動きも出ています。

さらに、国の三位一体改革に基づく児童福祉法の改正により、保育所整備に関わる国の 財政支援が民間保育所にシフトした影響もあり、全国的にも保育事業の民間運営は増える 傾向にあります。上川管内では、認可保育所総数87か所のうち公設公営の保育所は31 か所、民間運営の保育所は56か所と全体の63.3%を占めています(表6)。

今後も、ますます増大し多様化する住民の保育ニーズに柔軟に対応することができ、保育サービスの質を確保しながら、状況に即応する効率的な運営が図れる民間活力の導入が検討されるものと考えます。

# 2) 保育料徴収基準の見直し

社会経済や所得の状況、保育事業に係る経費等を勘案しながら、適正な利用者負担となるよう保育料徴収基準の見直しを必要に応じ行う必要があります。

# (表6) 上川管内における公営・民営認可保育所の状況 平成 21 年 4 月 1 日現在

	公営		民営(民間委託含む)		合 計		
地区名	箇所数	定員(人)	箇所数	定員(人)		定員(人)	公営が全
地区台					箇所数		体に占め
							る割合
中央部8町	8	715	2	180	10	895	79.8%
旭川市	5	420	49	3,614	54	4,034	10.4%
他上川管内	18	1,276	5	365	23	1,641	77.8%
合 計	31	2,411	56	4,159	87	6,570	36.7%

# 5. 保育所以外の子育て支援事業(施設)をめぐる課題

# 5-1 子育て支援事業

子育てを行っているすべての家庭に対し質の高い子育て支援サービスを提供するため、子育 て情報の提供や子育て支援・交流のネットワークを形成していくことは重要な課題となってい ます。

地域の子育て力の向上を図るため、子育てに関する情報の提供や住民による自主的な子育でサークルへの活動支援、子育でボランティアの確保などを進める必要があります。

また、地域全体で協働により子育てを支援していくための環境整備やシステムを構築することが必要となっています。

一方、平成21年3月末で本町の全人口に対する年少人口率が17.2%と全道一になったこともあり、質の向上と量への対応の視点で、多様化する若い世代のニーズに沿った子育て支援事業に取り組むことが求められています。

また、今後の取り組みとして、町(母子保健担当)、保育所、幼稚園、子育て支援センター、 子ども発達支援センター、学校、教育委員会等との連携を深めることにより、本町の状況に対 応した児童ごとの個別支援計画制度の導入を図り、乳幼児期から子ども一人ひとりの発達に応 じた子育て支援を展開させていく必要があります。

また、子育てや保育施設によるサービス等を受けず、在宅で子育てしている家庭では、孤立 化や育児疲れなど様々な悩みを抱えていても専門的な助言や情報を得る機会が少なくなって います。すべての子育て家庭を支援するという立場から、これらの子育て家庭への支援も重要 な課題となっています。

#### 1) こども緊急さぽねっと事業

平成 21 年度から始まった事業でありますが、利用者が少ないため今後もPRに努めるほか、利用料金の負担軽減など、利用者のニーズに沿ったサービスの向上が求められています。

#### 2) 住民による自主的な子育て支援サークルへの活動支援

保護者による自主的な子育で支援サークルの立ち上げ時あるいは運営時に、会議室等の公 共施設を提供するほか、コピー機等の事務機器の利用サービスを実施することも必要です。 また、運営に関する相談にも対応することが必要です。

#### 3) 子育て支援ボランティアの活動支援

子育て支援をおこなうボランティアへの情報提供やボランティアグループの立ち上げに際して、ノウハウの提供、公共施設利用の便宜、ネットワークづくりや連絡業務等様々な支援が求められています。

#### 4) 多様な子育て支援事業の展開

通常時や保育所以外での一時預かり事業導入の検討や、道が中心となって実施している「どさんこ・子育て特典制度」、「北海道すきやき隊」(※注)への参画や加入への働きかけが求められています。

また、障がい児等が児童クラブに通う際にボランティア等による送迎サービスの導入を検討する必要があります。

# ※どさんこ・子育て特典制度とは

この制度を導入している市町村において、子育てを支援するため協賛する店舗や施設等から、基本的に小学生までの子どもがいる世帯に対し、保護者と同伴で買い物や施設等を利用する際に、認証カードを提示することにより割引や無料サービス、プレゼント等の特典が受けられる制度です。

#### ※北海道すきやき隊とは

北海道すきやき隊(子育て応援団)とは、子育て支援の輪を社会全体に広げるため、 道内にある企業や団体に対し、子育てと仕事の両立を支援するための職場環境の整備や 少子化対策に資する活動をしてもらおうとする制度です。

「せわずき・せわやき隊」は、地域で活動する子育てや子育ちに関わるボランティア のことで、道に登録して活動をしていただくものです。

# 5) 子育て情報の提供・交流の支援

インターネットの子育で応援サイト「はなっぴぃ」の内容充実やSNSのサービス拡大を図り、子育で家庭や関係機関等に対し、町があらゆる場面を活用して情報の相互提供やネットワークを形成し交流を進めることにより、地域全体で子どもの育ちを支援することが重要です。

# 6) 個別支援計画制度の導入

本町の状況に対応した児童の個別支援計画制度(すくらむファイル)の導入に向けた検討 を進める必要があります。

# 5-2 子育て支援センター事業

今後の取り組みとして、子育て支援の観点から、保育所・幼稚園・子ども発達支援センター・ 学校・教育委員会等との連携を深めることにより、児童の個別支援計画制度の導入やネットワークを活用した子育て支援の充実を図っていくほか、家庭や保護者に重点をおいた新たな子育て支援センター事業の実施が求められています。

また、子育て支援センターで実施している事業への参加者を増やして親同士の交流を広げる

ため、事業や活動のPRや呼びかけをより積極的に行う必要があります。

ブックスタート事業を経験し育った子どもたちが、子育て支援センター等で読書活動に親しむことができるよう、また保護者に対しても子育てに関する読書機会を支援するため、読み聞かせ事業の充実や図書館との連携、子育てブックスタート事業等の取り組みが求められています。

また、東聖・ひじり野地区において、保護者の交流や子育て支援の場としても活用できる「子 どもの居場所」を整備する必要があります。

#### 5-3 子ども発達支援センター事業

現在の施設は築後36年を経過しており、その後改修もおこなっていますが老朽化が進んでいます。さらに通所児童の増加により手狭になっていることから、将来に向けての施設整備や施設の立地、運営のあり方について、東川町と協議のうえ計画的に検討を進める必要があります。

今後も、子どもの発達・発育に不安を抱える親子が、安心して通所による集団指導、個別相談、作業療法士による訓練指導などが受けられるよう、身近な地域療育の場として重視し、保健・福祉・保育・教育関係者・保護者・地域ボランティア等のネットワークを活かしながら、発達支援事業を推進していく必要があります。

また、通所児の実態に対応して、療育指導員や専門指導員を適正に配置する必要があります。 児童ごとの個別支援制度の拡充を図り、関係機関と連携することにより、乳幼児期から子ども 一人ひとりの発達に応じた支援や特別支援教育をさらに展開させていくことが必要です。

# 6. 課題解決に向けた基本方針と具体的な事業の推進

# 6-1 保育サービスの拡充

#### 1)入所定員の拡大

東聖・ひじり野地区における保育所の入所定員を、現行の 90 人から 120 人以上に拡大していきます。

#### 2) 保育ニーズの多様化と特色ある保育内容の拡充

一時保育受入枠の拡大と保育内容の充実を図ります。障がい児保育は一時保育を含め引き 続き実施します。病後児保育の導入に向けて検討を進めます。延長保育と休日保育の実施に ついて検討します。

特色ある保育として、養護と教育の視点に基づいた保育内容の拡充を図ります。特に、食育活動(栄養教室、料理づくり体験、地産地消の取り組み等)や読書環境の整備(読み聞かせ、ブックスタート、絵本の配置等)のほか、本町が持っているさまざな資源(人、物、環境等)を生かした保育の実践(園外体験保育、伝承遊び、教育活動等)に取り組みます。

児童クラブにおいて、保育時間の延長を図ります。受入学年の拡大を検討します。

#### 3) すべての子育て家庭に対するサービスと地域交流の推進

地域の子育て家庭すべてを対象にした育児相談や子育て講座の開催を継続します。 地域に開かれた保育所を実現するため、保育所開放を継続して進めます。また、地域(小学生やお年寄り、地域住民)との交流事業や、地域行事への参加活動を拡充します。

#### 4)保育施設の整備

園舎や園庭、遊具等について、災害や安心安全に配慮した良質な保育環境を整えるための 施設整備を計画的に進めます。将来にわたり保育サービスを安定的に継続するための施設整 備の方向性について検討を進めます。

# 5) 職員の配置と資質の向上

複数担任制や障がい児対応の加配置など、質の高い保育に必要な組織体制を継続していくとともに、保育士等の資質向上をさらに進めていきます。

子どもたちの育ちをめぐる環境の変化を踏まえて、養護及び教育の充実を図るとともに、保育内容の質的向上のための評価点検と保育士の資質向上を図る仕組みを導入します。

保育士を中心とした職員も専門性の向上を目指し、日々自己研鑚に努め、多様な研修に参加したり、園内研修を充実させます。また、職員自らが日常の保育について振り返りモニタリングできる組織体制を整えます。

保育サービスについて、保護者等からの苦情を受け解決を図るため、町では「保育所苦情解決窓口第三者委員制度」を設置していますが、さらに保護者等に対し制度の周知に努めて

いきます。

#### 6) 保育料徴収基準の見直し

社会経済や所得の状況、保育事業に係る経費等を勘案しながら、適正な利用者負担となるよう保育料徴収基準の見直しを必要に応じ行います。

#### 6-2 子育て支援事業の推進と発達支援体制の確立

こども緊急さぽねっと事業の利用料金の負担軽減を検討します。

住民による自主的な子育て支援サークルへの活動支援として、立ち上げ時あるいは運営時に 会議室等の公共施設を提供するほか、コピー機等の事務機器利用サービス体制を整えます。

子育て支援ボランティアの活動支援として情報提供のほか、立ち上げに際してノウハウの提供や公共施設利用の便宜、ネットワークづくりの支援等を進めます。

通常時や保育所以外での一時預かりや送迎サービスの導入を検討します。「どさんこ・子育 て特典制度」や「北海道すきやき隊」への参画を進めます。

インターネットの子育で応援サイト「はなっぴぃ」の内容充実やSNSのサービス拡大を図ります。

子どもの発達支援体制を確立するため、本町の状況に対応した児童の個別支援計画制度(す くらむファイル)の導入に向けて検討を進めます。

#### 6-3 子育て支援センター事業の推進

家庭や保護者に重点をおいた新たな子育て支援センター事業の展開を図ります。

子育て支援センターで実施している事業への参加者を増やして親同士の交流を広げるため、 事業や活動のPRや呼びかけをより積極的に進めます。

読み聞かせ事業の拡充を図るとともに、子育てのハンドブックを贈るブックスタート事業の 導入を進めます。

東聖・ひじり野地区において、「子どもの居場所」の整備を計画的に検討します。

# 6-4 子ども発達支援センター事業の推進

将来に向けての施設整備や施設の立地、運営のあり方について、東川町と一緒に計画的に検討していきます。

通所児の実態に対応して、療育指導員や専門指導員の適正な配置を進めていきます。

#### 6-5 保育所の施設整備の方針と運営主体の選択

本町の今後の児童数の推移や共働き家庭の増加に伴う保育所への入所ニーズに対応するため、希望する人がすべて町内の保育所に入所できて将来にわたっても待機児童を発生させないよう、町内保育所の入所定員の拡大を進めていきます。特に、東聖・ひじり野地区においては早急に定員増を図っていきます。

東聖・ひじり野地区で定員増を図るために、現施設の移転新築、現施設の増築、現施設と他との幼保連携、他保育所の新設あるいは分所等様々な形態の中から施設整備の方針を決定し、その上で現東聖保育園の整備運営主体のあり方についても、公設公営、公設民営、民設民営等の様々な形態の中から選択する必要があります。施設整備の形態と整備運営主体の選択検討にあたっては、保育所のあるべき方向性と具体的な条件を設定し、これらの条件を満たし担保できる選択肢から総合的に判断することが重要です。

あるべき方向性としては、子ども達の育ちをよりよくしていくことが可能な形を追求するということ、具体的な条件としては下記および「6-1保育サービスの拡充」に記載されているとおりです。

基本的な視点としては、町内の保育所の定員増をできるだけ早い時期に実現することと、子どもの育ちをよりよくしていくために保育の質を向上させることです。下記の具体的な条件にあるとおり保育の質の評価は、職員の専門性の維持と向上、勤務体制や勤務の継続性、保育サービスの運営体制および内容、園舎および園庭等の施設の構造と機能、園舎の立地環境等が判断基準になると思われます。

以上の基本的視点は「子ども達一人ひとりに対する丁寧な保育」を実現するためのものであり、子どもと保護者が東神楽町で子どもを育てることに幸せを感じることにつながるべきものです。こういった基本的視点に基づく保育サービスを実現するためには、保育サービスにおけるハードウェアとしての施設整備のあり方とソフトウェアとしての保育内容や職員の資質それ自体の質の維持・向上との最適なバランスを見極めていく必要があります。

今後、「子どもたち一人ひとりに対する丁寧な保育」を実現するための施策選択であるとの 説明責任が求められるという事実を見据えながら、関連する諸要因や課題、対策の検討を行う ことで、子どもの育ちを第一に考えるとともに、保護者の意向を尊重する方向で最終的な判断 と決定をすることが大切です。

さらに、町が保育サービスだけでなく子育て支援や子どもに関わる助成制度等のサービス全般を担うという立場から、財政の視点も含めて保育所整備の位置づけを総合的に判断することも重要です。

中央保育園においても、隣接する町立幼稚園との連携も含め、将来の保育ニーズに対応した園の形態や施設整備について計画的な検討を進めることが必要です。

保育所のあるべき方向性とその実現に関わる具体的な条件と考えられること (策定委員からの主な意見) は、次のとおりです。

#### ●保育所のあるべき方向性

<基礎基本となる考え方>

「子どもたち一人ひとりのよりよい育ちを保障するための丁寧な保育を実現すること」

<各論とその中心ポイント>

#### ①組織や職員について

- :園長を中心とした、一貫性・安定性・専門性・継続性のある職員集団とする
- :保育士が向上心をもって安心して働き続けられる職場にすること
- : 共に学び、共に育ち合える職場をつくる

#### ②保育内容について

- : 子どもの視点に立った保育内容の充実
- :個々の子どもの育ちに配慮したきめ細かな保育の実践
- :地域や保護者との連携の中で保育を展開していくこと

#### ③保育サービスについて

- : 一時保育の受け入れ拡大、障がい児保育の継続を行うこと
- :病後児保育への取り組みや延長保育の検討を行うこと
- :保育サービスの改善に努め、公的役割や責任を担える保育所であること。

#### ④施設について

- : 子どもたちを安全に保育できる施設であること。
- : 自然とのふれあいを重視した施設であること。
- :さまざまな子どもたちの保育に対応できる施設であること。

#### ●保育所のあるべき方向性の実現に関わる具体的な条件と考えられること

(策定委員からの主な意見)

# ①組織や職員について

- ・子どものよりよい保育に必要な職員(含:臨時職員)の継続的な勤務を担保すること。
- ・職員の身分や待遇の改善を図ること。
- ・職員研修等の機会を確保し、職員の資質向上を継続的に行うこと。
- ・園児数に対する保育士等の配置数は国の設置基準以上で、かつ現在の配置数(表 7)を下回ることのないようにすること。

(表7)年齢別園児数に対する保育士等配置数 (東聖保育園の場合)

	O歳児	1歳~2歳児	3歳児	4歳~5歳児
国の設置基準	3人に1人	6人に1人	20人に1人	30人に1人
現在の配置数	3人に2人	6人に1.5人	20人に1.5人	30人に2人

・よりよい保育環境を維持するために必要な場合、定年等の条件の改善を図ること。

- ・園長や主任保育士といった管理職等の資質は保育所の保育内容に直結する。そのため、これらの役職については、その他の職員を指導できる能力がある者を配置すること。
- ・園長の交代によって保育所の運営体制や保育内容の考え方が変わってしまわないように 十分な教育と引き継ぎを行い、保育所の基礎基本に一貫性を持たせること。
- ・園の良好な運営状態を維持するために、園長や主任保育士等の在職期間を長期展望で検討するなど、管理職等に関わる人事システムを柔軟に運用すること。
- ・子どもたちの健康や安全を確保するために看護師(保健師)を配置すること。

#### ②保育内容について

- ・子どもの人権を尊重し、一人ひとりを大切に、愛情をもって保育すること。
- ・養護と教育の視点に基づき、食育や読み聞かせ、体験保育、教育プログラム等、 子どもの育ちに必要な特色ある保育を計画的に実施すること。
- ・すべての子どもたち一人ひとりの育ちを大切にし、個に応じた保育を進めていくこと。
- ・地域に開かれた保育所をさらに実現していくための事業展開を実施していくこと。
- ・給食やアレルギー対応、保健衛生等の分野で安心安全な保育に努めること。
- ・自然と触れ合える環境をつくり、その中での自然遊びを通して情緒豊かな子どもの 育ちに努めること。
- ・よりよい子どもの育ちのために、家庭での子育てと保育とが相互に連携できるような 体制づくりに努めること。

#### ③保育サービスについて

- ・一時保育の受け入れ拡大を図ること。
- ・障がい児保育を継続すること。
- ・保育時間を現行より下回らないようにするとともに延長保育を検討すること。
- ・病後児保育に取り組むこと。
- ・子育て中の保護者の不安や悩みに対し、計画的に支援を行うよう努める。
- ・保護者や地域の意向や理解、協力を得ながら運営し、サービスの改善に努めること。
- ・保育サービスとしての公的役割や責任を担える保育所であること。

#### 4施設について

- ・自然と触れ合うことのできる、花のまち東神楽町らしい特色のある保育所にすること。
- ・送迎時や大規模な行事の際に、園児の安全、保護者の利便や周辺住民への迷惑がかから ないような施設配置(送迎スペース、駐車場等)にすること。
- ・園庭は土面ではなく、芝生とすること。
- ・子どもたちの安全と健やかな遊びを保障するため、遊具は年齢と体型に応じて使えるも のを用意すること。

- ・施設自体が子どもの育ちに役立つ空間となるような構造を工夫し実現すること。
- ・テラスや足洗い場、非常ロ、ベランダ、各保育室等の配置が、どの部屋からも園庭に出られるようにするなど、緊急時対応も含め園舎内と園庭とのつながり(空間)をスムーズにすること。
- ・職員室からホール全体が見渡せるようにすること。
- ・一時保育には専用の保育室をもうけること。
- ・今後の需要に備え、O, 1歳児の保育室を特に広くすること。
- ・保育室等の面積は、国の設置基準以上で、かつ現在の水準(表 8)より下回ることのないようにすること。

# (表8) 保育所の面積基準と現施設の面積(1人あたり・単位㎡)(東聖保育園の場合)

保育所名	乳児室	ほふく室	保育室	遊戯室	屋外広場
国の面積基準	1.65	3.30	1.98	1.98	3.3
現施設面積	2.20	3.53	1.99	2.20	25.3

# 7. 資料

# 東神楽町保育計画策定委員会委員名簿

(委員はあいうえお順)

氏名		所属団体等・役職	備考
安達	潤	北海道教育大学旭川校 教育発達専攻特別支援教育分野(教授)	委員長
有好	恵子	学識経験者	副委員長
上嶋	美和	東神楽町子ども発達支援センター父母の会(会長)	
金子	治代	東神楽町子育て支援センター(保護者)	
川村	大	東聖保育園父母の会(会長)	
瀬戸	和行	中央保育園父母の会(会長)	
⊞□	智也	東神楽幼稚園父母の会(会長)	
谷口さ	うめよ	東神楽町民生委員、東神楽町社会福祉協議会(理事)	
谷口	智恵	東聖こばと幼稚園父母と先生の会(会長)	
藤田	智	学識経験者	
事務局			
水野	和男	こども未来課長	事務局長
高橋	光浩	こども未来課参事(中央保育園長)	
宮口	伴之	こども未来課主幹(東聖保育園長)	
生駒	真樹	こども未来課主査	
水口	香里	こども未来課主任保育士	

# 保育計画策定までの流れ

年 月	策定委員会	関連事項等
H21年9月		
,	第1回策定委員会(9月2月	1)
	・計画策定の進め方、構成検討、情報提	供
	第2回策定委員会(9月16日	∃)
	• 計画内容項目別議論 I	
	パブリッ	クコメント 10 月 6 日(公募なし)
H21年10月		
	第3回策定委員会(10月8	日)
	<ul><li>・計画内容項目別議論Ⅱ、素案の検討</li></ul>	
	第4回策定委員会(10月29	日)
	<ul><li>計画内容項目別議論Ⅲ、第1次成案の</li></ul>	<b>検討</b>
H21年11月	町間	議会議員協議会(11月24日)
	W - W - Z - A - A - A - A	
	第5回策定委員会(11月25	5 日)
	・第2次成案の検討	
	保	育園保護者説明会(11月27日)
H21年12月	第6回策定委員会(12月16	3日)
	<ul><li>・最終答申案の検討</li></ul>	
	775 - ch	
	答申	
H22年1月	●計画書作成	●公表

# 北海道東神楽町 こども未来課

**〒**071**-**1501

北海道上川郡東神楽町南1条西1丁目4番1号

TEL: 0166-83-5423 FAX: 0166-83-2983